

声 明

- 那覇地方裁判所による請求却下判決（門前払い不当判決）を受けて -

2020年（令和2年）8月27日

石垣住民投票訴訟原告団
石垣住民投票訴訟弁護団

1 はじめに

那覇地方裁判所民事第2部（平山馨裁判長）は、本日、原告らの請求を門前払いし、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務付け等の請求を却下した（以下「本判決」という。）。

2 本件訴訟の意義

本件訴訟は、石垣市有権者の実に3分の1以上（37%）の連署という、石垣市自治基本条例に基づく市長に対する住民投票請求の要件である石垣市有権者の4分の1（25%）の連署を大幅に超えた適法な住民投票の請求がなされ、市長に住民投票実施義務があるにもかかわらず、市長がいまだに実施していない石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施の義務付け等を請求する訴訟である。

石垣市民、特に、前記住民投票の実施請求をなした請求代表者や署名者は、今日に至るまで、住民投票によって政治的意思を表明する権利を奪われ続けている。本件訴訟は、憲法上も極めて重要な政治的意思を表明する権利の実現を図るために、司法権をつかさどる裁判所に救済を求めるものであって、いわば最後の手段であった。

3 裁判所は人権救済の役割を放棄した

ところが、那覇地方裁判所民事第2部（平山馨裁判長）は、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施には処分性がないなどとして、住民投票実施義務付け等の請求を却下する門前払いの不当判決を下した。このような本判決は、住民投票によって政治的意思を表明する権利を奪われ続けている石垣市民、特に、前記住民投票の実施請求をなした請求代表者や署名者の主権者としての権利を蔑ろにするものであり、民主制の過程が害されていることから、司法が人権救済を図らなければならない局面であるにもかかわらず、裁判所が人権救済の最後の砦としての役割を放棄するものであって、司法権

をつかさどる裁判所としてありえない判決であるというほかない。

4 最後に

本判決は、住民投票の実施義務についての実体判断から逃げたものであるから、中山義隆石垣市長が石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務を負っていることを否定するものではない。この点、石垣市の憲法である石垣市自治基本条例の規定からすれば、中山義隆石垣市長が石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務を負っていることは、火を見るよりも明らかである。

したがって、我々は、石垣市の有権者の約3分の1(37%)の署名を集めて請求された石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を実施させ、憲法上も極めて重要な政治的意思を表明する権利の実現を図るために、引き続き、全力で取り組む所存である。我々は決して諦めない。

以上